

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年8月17日
発信課	旭川市経済部産業振興課
担当者	山本
連絡先	電 話 0166-65-7047
	FAX 0166-65-7048
	E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

分 類	募集
日 程	8 月 2 日 ~ 9 月 3 日
発表項目 (行事名)	「ガンバル中小企業・小規模事業者応援補助金」の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中であっても、商品開発や販路拡大、設備投資等に積極的に取り組もうとする市内の中小企業等を応援するため、「ガンバル中小企業・小規模事業者応援補助金」の制度を構築しました。詳細は別紙のとおりですので、報道を通じた周知等につきましてご配慮いただけますようお願いいたします。</p> <p>【問合せ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募のルール等について (一財)旭川産業創造プラザ 企業支援グループ(73-9210) ・補助金の趣旨・目的等について 旭川市経済部産業振興課(65-7047)
添付資料	有 「ガンバル中小企業・小規模事業者応援補助金」チラシ
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

2021年度

ガンバル中小企業・ 小規模事業者 応援補助金

補助上限額

50万円

補助率4/5以内

頑張ろう！旭川！

地域を支える**中小企業等の新たな一歩**を応援します！

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中であっても、様々な創意工夫や、新たなことに挑戦しようとする中小企業等を応援することで、事業継続や業績の維持・向上を後押しし、地域経済の元気を回復します。そのため、(一財)旭川産業創造プラザでは、中小企業等が行う新製品・新サービスの開発から販路拡大、設備投資などの新たな取組に要する経費を補助します。

事業概要

新製品・新サービスの開発から販路拡大、コロナ対策を含む設備投資まで事業継続に意欲を有する中小企業等(個人事業主を含む、ものづくり、卸小売、サービス業の中小企業者等)の前向きな取組を支援。

補助上限額

50万円

補助率

4/5以内

採択件数

100件程度
予算の範囲内

対象期間

2021年4月1日から
2021年12月31日
までに支出した経費

補助申請

募集期間

2021年8月2日(月)から9月3日(金)17時まで

申請先

一般財団法人旭川産業創造プラザ(旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川リサーチセンター)へ郵送又は直接持参してください。

申請書類

申請書等及び関係書類を、正本1部及びデータ(外部記録媒体)にて提出

対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ①旭川市中小企業振興基本条例第2条第1号に規定する、中小企業または旭川市内に在住している小規模事業者(個人事業主も含む) ※みなし大企業を除く
- ②旭川市内に主たる事業所を有し、確定申告を行っている
- ③申請時まで、新北海道スタイルに取り組んでいる
- ④旭川市の市税を滞納していない(市税を納税している)中小企業者等
- ⑤同一事業について、他の機関から補助金を受けていない、且つ今後受ける予定もない

〈詳細は裏面を参照ください〉



一般財団法人
旭川産業創造プラザ
Asahikawa Industry Research Center

ASAHIKAWA
UNESCO
City of Design



対象となる事業

以下の①から③のいずれかの事業

①新製品・新サービス開発 ②販路拡大 ③設備投資

※対象経費については補助対象期間（2021.4.1～2021.12.31）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。

対象経費

諸謝金、旅費交通費、手数料、広告宣伝費、試作原材料費、設備費、通信運搬費、使用料及び賃借料、外注費、等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、不動産、汎用性がある製品（自動車やパソコン、カメラなど）の購入費等は補助対象外



飲食店でテーブルに固定した注文専用端末による非接触型のシステムを新たに導入する。



小売業等で売上や顧客管理用のパソコンを新たに購入する。

活用イメージ

新製品・新サービス開発

巣ごもり需要に対応した新商品を開発する。

集客や情報発信するためのソフトやアプリを開発する。

これまでの自社が有している技術等を活かした新商品、新サービスを開発する。

低感染ビジネスを展開するため、既存商品及びサービスの改良改善を行う。

販路拡大

観光客向け商品を、ECサイトを立ち上げて販売する。

売上向上に向け、既にあるホームページを刷新する。

店舗で販売している商品の紹介用チラシを新たに作成する。

販売促進または集客を行うため、SNS等の有料広告を実施する。

新技術・新商品等の販売促進のため、展示会等（WEB開催含む）に出展する。

設備投資

店舗の一部を改修し、新たにテイクアウト販売を始める。

低感染ビジネスを促進するため、電子決済システムを導入する。

生産性向上のため生産設備やシステム等の機械装置を導入する。

コロナ対策として、対策に適した換気設備を導入する。

※設備投資については、旭川市内に所在する事業所に限る。

補助対象者決定

審査員による審査（書面）にて採択事業を選定し、通知します。

申請様式等は、「旭川産業創造プラザ」HPよりダウンロードしてください。

<https://www.arc-net.or.jp/>

お問合せ先

